

市第8号議案

横浜市税外収入の督促及び延滞金の徴収に関する条例等
の一部改正

横浜市税外収入の督促及び延滞金の徴収に関する条例等の一部を
改正する条例を次のように定める。

平成25年5月17日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市税外収入の督促及び延滞金の徴収に関する条例等
の一部を改正する条例

（横浜市税外収入の督促及び延滞金の徴収に関する条例の一部改
正）

第1条 横浜市税外収入の督促及び延滞金の徴収に関する条例（昭
和31年6月横浜市条例第14号）の一部を次のように改正する。

付則第5項を次のように改める。

（延滞金の割合の特例）

- 5 当分の間、第4条第1項本文に規定する延滞金の年14.6パー
セントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割
合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第
93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割
合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.
3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項
において「特例基準割合適用年」という。）中においては、当
該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセン
トの割合を加算した割合とする。

付則第6項を削る。

(横浜市国民健康保険条例の一部改正)

第2条 横浜市国民健康保険条例(昭和35年12月横浜市条例第35号)の一部を次のように改正する。

付則に次の1項を加える。

(延滞金の割合の特例)

29 当分の間、第20条の2第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とする。

(横浜市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第3条 横浜市後期高齢者医療に関する条例(平成20年3月横浜市条例第11号)の一部を次のように改正する。

附則第2項を次のように改める。

(延滞金の割合の特例)

2 当分の間、第5条第1項本文に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下こ

の項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

附則第6項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の横浜市税外収入の督促及び延滞金の徴収に関する条例付則第5項、第2条の規定による改正後の横浜市国民健康保険条例及び第3条の規定による改正後の横浜市後期高齢者医療に関する条例附則第2項の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

提 案 理 由

延滞金の割合の特例を定める等のため、横浜市税外収入の督促及び延滞金の徴収に関する条例等の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市税外収入の督促及び延滞金の徴収に関する条例（
抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

付 則

（第1項から第4項まで省略）

（延滞金の割合の特例）

- 5 当分の間、第4条第1項本文に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（を次のように改正する。
当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第10条中「4銭」を「3銭」に改める。
2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とする。

- 6 横浜市手数料条例（昭和24年4月横浜市条例第15号）の一部を
次のように改正する。

第2条第2項を削る。

横浜市国民健康保険条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

付 則

（第1項から第28項まで省略）

（延滞金の割合の特例）

29 当分の間、第20条の2第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とする。

横浜市後期高齢者医療に関する条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現行）

附 則

（第1項省略）

（延滞金の割合の特例）

2 当分の間、第5条第1項本文に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいうて同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中にその年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に0.01パーセント未滿の端数があるときは、これを切り捨てる。）と適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割

合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

（第3項から第5項まで省略）

（横浜市税外収入の督促及び延滞金の徴収に関する条例の一部改正）

- 6 横浜市税外収入の督促及び延滞金の徴収に関する条例（昭和31年6月横浜市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「、横浜市国民健康保険条例」を「横浜市国民健康保険条例」に改め、「（昭和35年12月横浜市条例第35号）の」の次に「、後期高齢者医療の保険料に係る延滞金の徴収については横浜市後期高齢者医療に関する条例（平成20年3月横浜市条例第11号）の」を加える。